

第4章



**教育・保育及び地域子ども・子育て
支援事業の提供体制の確保等**

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等

1 教育・保育等の提供区域

子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育事業等の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市では、次の理由から市内全域を一つの区域として設定します。

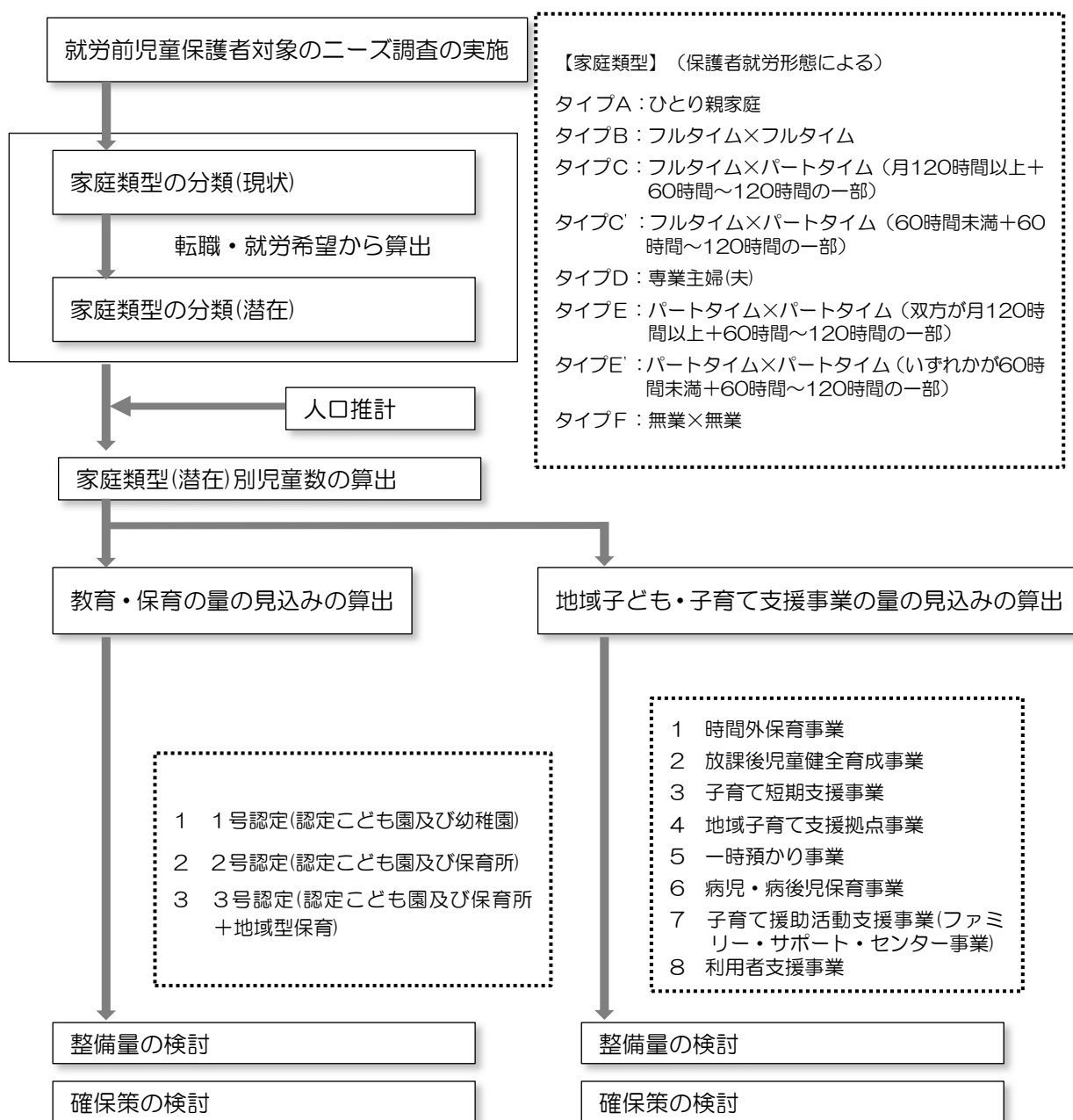
- ① 各地域に在住する園児の利用が大半である園はあるものの、市内中心部にある保育所、幼稚園においては、市内各所から園児が通園してきていること。
- ② 保護者の就労先等により、利用希望園が異なること。
- ③ どの地域においても、市内中心部には車で概ね30分以内で移動できること。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（以降「国の手引き」という。）の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

図4.2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

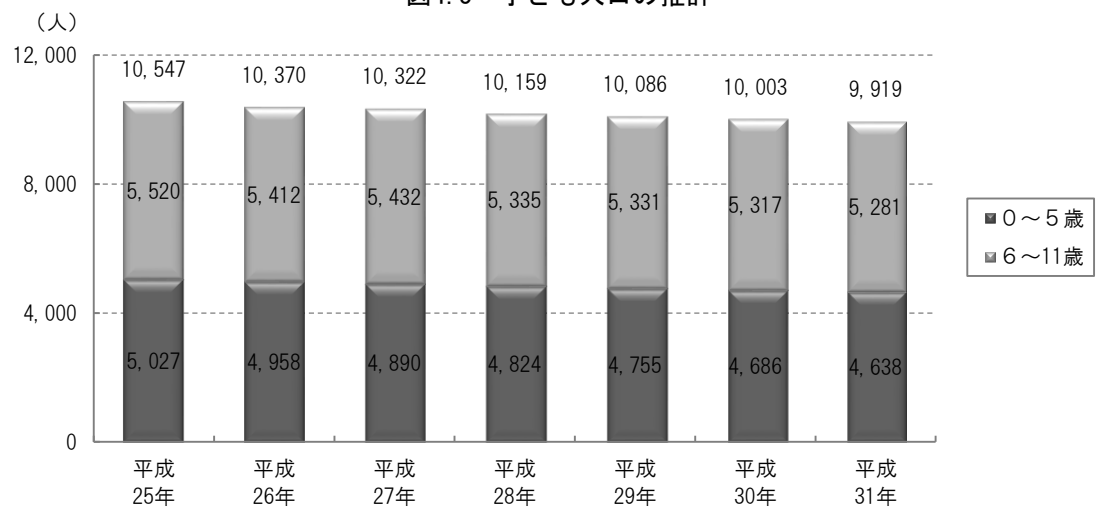
本市の子ども人口の推計について、0～5歳では平成25年の5,027人から平成31年には4,638人と推計され389人（7.7％）の減少が予測されます。一方、6～11歳においても平成25年の5,520人から平成31年には5,281人と推計され239人（4.3％）の減少が予測されます。

表4.1 子ども人口の推計

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～11歳	10,547	10,370	10,322	10,159	10,086	10,003	9,919
0歳	770	764	765	752	740	729	722
1歳	815	787	781	782	769	757	746
2歳	833	822	794	788	789	776	764
3歳	850	841	830	802	796	797	784
4歳	875	860	851	840	812	806	807
5歳	884	884	869	860	849	821	815
0～5歳	5,027	4,958	4,890	4,824	4,755	4,686	4,638
6歳	867	894	894	879	870	859	831
7歳	875	869	896	896	881	872	861
8歳	880	879	873	900	900	885	876
9歳	986	885	884	878	905	905	890
10歳	891	993	891	890	884	911	911
11歳	1,021	892	994	892	891	885	912
6～11歳	5,520	5,412	5,432	5,335	5,331	5,317	5,281

資料：住民基本台帳からセンサス変化率法による推計（各年4月1日）

図4.3 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出

家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

表4.2 児童（0～5歳）の家庭類型（現状・潜在）の割合

家庭類型	説 明	現状 (%)	潜在 (%)
タイプA	ひとり親	8.9	8.9
タイプB	フルタイム×フルタイム	48.3	53.8
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+60時間～120時間の一部)	13.5	14.6
タイプC'	フルタイム×パートタイム (60時間未満+60時間～120時間の一部)	4.5	7.6
タイプD	専業主婦(夫)	24.8	15.1
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+60時間～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが60時間未満+60時間～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0

そして、平成27～31年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

表4.3 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合 (%)	平成27年度 (人)	平成28年度 (人)	平成29年度 (人)	平成30年度 (人)	平成31年度 (人)
タイプA	8.9	433	427	421	415	411
タイプB	53.8	2,632	2,596	2,559	2,522	2,496
タイプC	14.6	713	704	694	683	676
タイプC'	7.6	373	368	363	358	354
タイプD	15.1	739	729	718	708	701
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	4,890	4,824	4,755	4,686	4,638

(4) 教育・保育事業のニーズ量見込み

家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出した結果をもとに、本市の地域特性の整合性等を検証しながら修正した就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みは以下のとおりです。

表4.4 本市に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み

			1号	2号	3号	
			3歳以上 (教育希望)	3歳以上 (保育必要)	0歳 (保育必要)	1・2歳 (保育必要)
平成27 年度	必要利用者数(①)		1,500	1,000	220	600
	提供体制 (②)	施設型給付 (幼稚園・保育所・認定こども園)	660	1,000	115	590
		地域型給付 (小規模保育事業等)			18	36
		新制度に移行しない幼稚園	840			
	②-①		0	0	▲ 87	26
平成28 年度	必要利用者数(①)		1,500	1,000	220	600
	提供体制 (②)	施設型給付 (幼稚園・保育所・認定こども園)	660	1,000	115	590
		地域型給付 (小規模保育事業等)			30	60
		新制度に移行しない幼稚園	840			
	②-①		0	0	▲ 75	50
平成29 年度	必要利用者数(①)		1,500	1,000	220	600
	提供体制 (②)	施設型給付 (幼稚園・保育所・認定こども園)	1,230	1,000	175	590
		地域型給付 (小規模保育事業等)			30	60
		新制度に移行しない幼稚園	270			
	②-①		0	0	▲ 15	50
平成30 年度	必要利用者数(①)		1,500	1,000	220	600
	提供体制 (②)	施設型給付 (幼稚園・保育所・認定こども園)	1,230	1,000	175	590
		地域型給付 (小規模保育事業等)			36	72
		新制度に移行しない幼稚園	270			
	②-①		0	0	▲ 9	62
平成31 年度	必要利用者数(①)		1,500	1,000	220	600
	提供体制 (②)	施設型給付 (幼稚園・保育所・認定こども園)	1,230	1,000	175	590
		地域型給付 (小規模保育事業等)			45	90
		新制度に移行しない幼稚園	270			
	②-①		0	0	0	80

(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み

家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出した結果をもとに、本市の地域特性の整合性等を検証しながら修正した、本市に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは以下のとおりです。

表4.5 本市に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み

	単位	実績	見込	推計				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援事業	か所	0	0	1	1	1	1	1
時間外保育事業	人	631	640	650	650	650	650	650
放課後児童健全育成事業								
小学1～3年生	人	791	805	800	800	800	800	800
小学4～6年生	人	293	277	300	300	300	300	300
子育て短期支援事業	人日	18	4	5	5	5	5	5
地域子育て支援拠点事業	人回	14,118	14,118	14,118	14,118	14,118	14,118	14,118
一時預かり事業								
幼稚園の預かり保育	人日	80,490	80,500	80,500	80,500	80,500	80,500	80,500
一時預かり（ファミサポの未就学児利用含む）	人日	1,159	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）	人日	665	700	700	700	700	700	700
病児・病後児保育事業	人日	170	200	200	200	200	200	200
妊婦健康診査	人	859	860	860	860	860	860	860
乳児家庭全戸訪問事業	人	600	600	600	600	600	600	600
養育支援訪問事業	人	700	700	700	700	700	700	700

3 教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保

(1) 施設型給付

特定教育・保育施設

- ① 幼稚園……学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。
- ② 保育所……保育所とは、保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。
- ③ 認定こども園……就学前の子どもに教育・保育を一体的に行う機能を備え、県から認定を受けた施設で、3歳以上であれば、幼稚園と同様に保護者の就労状況にかかわらず入園できますが、3歳未満児については、保護者の就労など保育が必要な事由がある場合に限り入園できます。

○ 現状と課題

- 市内での教育ニーズに対する提供量は確保されていますが、保育の提供量が不足しています。
- 3歳未満児の待機児童が多く、特に0～1歳児の受入拡大が課題となっています。
- 保育士が不足しており、待機児童発生の要因のひとつとなっています。
- 保育料が県内でも高い水準にあります。
- 預かり保育や給食・通園バスなどのサービス提供状況について、公私立幼稚園間で格差が存在しています。
- 公立施設は老朽化が進んでいます。
- 一定の集団規模を確保するのが困難な地域において、施設の在り方が問われています。

○ 確保方策

- 3歳未満児の保育の受入枠を拡大するため、幼稚園の認定こども園化を推進します。
- 幼稚園の事業者に対して、認定こども園への移行に伴う建設費用の一部を補助します。
- 人材を確保するため、保育士等の処遇改善に取り組みます。
- 第3子以降の保育料軽減等を図ります。
- 公立幼稚園において、長期預かり保育の拡充や給食の提供、通園バス運行などサービスを充実させるとともに、公私立の保育料のバランスの均衡を図ります。
- 黒沢尻幼稚園及び飯豊保育園の改修を行います。
- 地域の実情に応じて、幼稚園と保育所との統合による認定こども園化などを行い、教育・保育の場を確保します。



表 4.6 教育・保育施設の年度別提供施設数

	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
幼稚園	11	10	10	7	7	7
保育所	17	17	17	17	17	17
認定こども園	1	2	2	5	5	5

※幼稚園は、確認を受けない施設を含む

(2) 地域型保育給付

地域型保育事業

- ① 小規模保育事業……市町村の認可を受けた定員6～19人の施設で保育を行うものです。
- ② 家庭的保育事業……市の認定を受けた保育者の家庭などで保育を行うものです。
- ③ 事業所内保育事業……企業が施設を運営し、主に従業員の子どもの預かるものです。
- ④ 居宅訪問型保育事業…市の認定を受けた保育者が子どもの家庭で保育を行うものです。

○ 現状と課題

○小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業を実施している事業所はなく、3歳未満の待機児童が解消されない一因となっています。

○市内には、事業所内保育施設が5か所ありますが、地域児童の受入枠を設けた施設はありません。

○ 確保方策

○3歳未満児の受入を拡大するため、事業者などに地域型保育給付制度についての周知を図り、小規模保育施設及び事業所内保育施設の設置を促進するとともに、家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業の実施に努めます。

表4.7 地域型保育事業の年度別提供施設数

	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
小規模保育事業	0	3	5	5	6	8
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	1
事業所内保育事業	0	0	0	0	0	1
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	1

(3) 相談支援

①利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

○ 現状と課題

○本市では利用者支援事業を実施しておらず、情報提供が不足しています。

○ 確保方策

○子育て支援に対する総合的な相談や案内を行う子育て支援コンシェルジュの育成に取り組み、平成27年度中の事業開始を目指します。

表4.8 利用者支援事業の年度別見込量と提供量

	実績（か所）	推 計（か所）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 必要か所数	0	1	1	1	1	1
② 提供量	0	1	1	1	1	1
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

○ 現状と課題

○市内には、4か所の子育て支援センターがあり、交流の場や子育て関連情報の提供や子育てに関する相談対応、子育て支援に関する講習等を実施しています。

○ 確保方策

○乳児教室等を子育て支援センターで開催するなど、保健師が訪問する機会を増やし、相談体制の更なる充実を図ります。

表4.9 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と提供量

	実績（人回）	推 計（人回）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	14,118	14,118	14,118	14,118	14,118	14,118
②提供量	14,118	14,118	14,118	14,118	14,118	14,118
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

(4) 訪問系事業

①乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

○ 現状と課題

○市内の民生児童委員が生後4か月までの乳児がいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行っています。

○ 確保方策

○子育てへの不安を和らげ、必要な支援や助言を行うとともに、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる家庭の早期発見に努めます。

表4.10 乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	600	600	600	600	600	600
②提供量	600	600	600	600	600	600
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

②養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

○ 現状と課題

○養育支援の必要な家庭に対して、保健師や助産師が相談・指導・助言等の支援を行っていますが、配慮すべき家庭は増加傾向にあります。

○ 確保方策

○養育の支援が必要な家庭に対して、引き続ききめ細かい対応ができるよう支援体制の充実に努めます。

表4.11 養育支援訪問事業の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	700	700	700	700	700	700
②提供量	700	700	700	700	700	700
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

(5) 通所系事業

①子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産などにより家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合に、7日を限度に必要な期間子どもを預かるショートステイ事業と、ひとり親家庭において、保護者の就労等により帰宅が恒常的に夜間にわたるため、子どもの生活指導、夕食の賄い等が困難である場合に、一か月を限度に預かるトワイライトステイ事業があります。

○ 現状と課題

○子育て短期支援事業は、盛岡市及び花巻市の乳児院・児童養護施設に委託して実施していますが、利用者は少数にとどまっています。

○ 確保方策

○引き続き、必要に応じた支援を行っていきます。

表4.12 子育て短期支援事業の年度別見込量と提供量

	実績（人日）	推 計（人日）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	18	4	5	5	5	5
②提供量	18	4	5	5	5	5
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

②一時預かり事業

(1) 保育所等

保護者の疾病やリフレッシュのため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、保育を行う事業です。

○ 現状と課題

○市内では1か所の保育所で実施しており、保護者の病気やリフレッシュなどの理由により、家庭で保育を受けることができない生後6か月から就学前までの子どもを預かっています。また、ファミリー・サポート・センター事業においても、一時預かりを行っています。

○ 確保方策

○実施施設の増設の検討やファミリー・サポート・センター事業による一時預かりの周知を図ります。

表4.13 一時預かり事業（保育所等）の年度別見込量と提供量

	実績（人日）	推 計（人日）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	1,824	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
②提供量	1,824	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

(2) 幼稚園等

幼稚園等において預かり保育を行う事業です。

○ 現状と課題

○公立幼稚園3園を除くすべての園で、長期の預かり保育を実施しており、確保については概ね充足しています。

○ 確保方策

○実施時間の拡充など更なる充実を図ります。

表4.13 一時預かり事業（幼稚園等）の年度別見込量と提供量

	実績（人日）	推 計（人日）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	80,490	80,500	80,500	80,500	80,500	80,500
②提供量	80,490	80,500	80,500	80,500	80,500	80,500
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

③時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

○ 現状と課題

- 12園において、午後7時までの延長保育を実施しています。
- 認可保育所で、休日保育を実施している園はありませんが、休日の保育に対応した認可外保育施設がいくつかあります。

○ 確保方策

- 延長保育を全園で利用できるようサービスの拡充に努めます。
- 休日保育については、一定の利用が見込まれる場合、既存の保育施設での実施について検討します。

表4.14 時間外保育事業の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	631	640	650	650	650	650
②提供量	631	640	650	650	650	650
差異（②－①）		0	0	0	0	0

④病児・病後児保育事業

病中期あるいは病気の回復期にある児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

○ 現状と課題

○病児保育事業は現在実施していませんが、利用定員3名の病後児保育室を1施設で開設しています。平成25年度の利用実績は延べ176名で、定員超過が理由で利用できなかったケースは、ほとんどない状況にあり、ニーズに対する提供量は概ね確保されているといえます。

○ 確保方策

○病後児保育室だよりを保育所利用世帯等に配布するなど、事業の周知を図ります。
○病児保育事業の開始に向けて関係機関と協議を進めます。

表4.15 病児・病後児保育事業の年度別見込量と提供量

	実績（人日）	推 計（人日）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	170	200	200	200	200	200
②提供量	170	200	200	200	200	200
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

⑤放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

○ 現状と課題

- 父母会や運営委員会に委託し実施しています。1学区を除く全ての小学区に26の放課後児童クラブがあり、保護者が就労等により昼間家庭にいない1年生から6年生までの児童が利用しています。ニーズに対する提供量は概ね確保されています。
- 安定したクラブ運営ができるよう、委託料のほか市独自の補助金を交付しています。
- 児童一人当たりの面積や人員配置基準など、新たに制定した基準条例の要件を確保されていないクラブがいくつかあります。
- 保育所に比べて開所時間が短いクラブが多く、保護者の負担になっています。
- 指導員が十分に確保できていないクラブもあります。

○ 確保方策

- 市内の全小学校区での実施を目指します。
- 老朽化が著しいクラブの改築等を支援します。
- すべてのクラブが基準を満たすために必要な支援を行います。
- 開所時間の延長や指導員の処遇改善が図られるよう支援します。

表4.16 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	1,084	1,082	1,100	1,100	1,100	1,100
小学1～3年生	791	805	800	800	800	800
小学4～6年生	293	277	300	300	300	300
②提供量	1,084	1,082	1,100	1,100	1,100	1,100
小学1～3年生	791	805	800	800	1,100	1,100
小学4～6年生	293	277	300	300	800	800
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

(6) その他事業

①ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○ 現状と課題

- ファミリー・サポート・センターの会員数は、平成25年度末時点でおねがい会員501名、あずかり会員80名、両方会員38名、合わせて619名の登録があります。
- 多様なニーズに応えられるだけのあずかり会員・両方会員数を確保できていない状況です。

○ 確保方策

- 広報などで事業の周知を図ることにより、多様なニーズに対応できるようあずかり会員及び両方会員の増員を目指します。

表4.17 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
の年度別見込量と提供量

	実績（人日）	推 計（人日）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	801	800	800	800	800	800
②提供量	801	800	800	800	800	800
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

②妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

○ 現状と課題

○市が医療機関への委託により実施しており、妊婦健康診査14回分と子宮頸がん検診1回分の受診票を交付しています。

○ 確保方策

○妊婦健康診査及び歯科検診の受診票を発行し受診を奨励することにより、妊娠中の異常の早期発見・早期治療を行い、母体の健康の保持増進を図ります。

表4.18 妊婦健康診査の年度別見込量

	実績（人）	推 計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間実利用者数	859	860	860	860	860	860

第5章



子ども・子育て支援施策の展開

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

本章は、第3章で示した計画の基本理念と4つの基本目標に基づく施策の基本方向のもとに、計画期間中に本市が行おうとする各種施策について記載するものです。

なお、第4章で示した子ども・子育て支援新制度にもとづく事業も、個別の施策として位置付けるとともに、平成17年度から26年度まで行ってきた北上っ子すくすくプラン（北上市次世代育成支援地域行動計画）から継承する各種施策を記載しています。

基本目標1 未就学期から就学期までの切れ目のない支援

基本目標2 母子保健対策の充実

基本目標3 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標4 社会的支援を要する児童・家庭に対するきめ細やかな対応

基本目標 1 未就学期から就学期までの切れ目のない支援

基本方向 1 教育・保育サービスの充実

○ 現状と課題 (再掲)

○現在3歳未満の待機児童が多く存在しています。る状況ですが、ニーズ調査の結果によると、現在就労していない母親の約3割が1年以内での就労を希望していることから、さらなる保育需要の伸びが見込まれます。利用者の生活実態や意向を踏まえ、すべての子育て家庭のニーズに応じた多様で総合的な保育や教育を、量・質ともに充実した取り組みとして進めていくことが重要です。

○ 具体的施策

施策① 教育・保育の提供 (再掲)

- 3歳未満児の保育ニーズに対応するため、幼稚園の事業者に対して、認定こども園への移行に伴う建設費用の一部を補助します。
- 定員19人以下の小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業を展開します。
- 保育・教育を提供するために必要な保育士・幼稚園教諭などの人材を確保するため、処遇の改善に取り組みます。

施策② 多様な保育サービスの推進 (再掲)

- 就労形態の多様化等に伴う保育ニーズに対応するため、乳児保育、延長保育、一時預かりなどの充実に努めます。
- 病中期あるいは病気の回復期にある児童が、保護者の就労等により家庭において保育されることが困難な場合に専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う病児・病後児保育事業を推進します。
- 保護者が疾病や出産、就労等により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、子どもを児童養護施設で短期間預かる子育て支援短期利用事業により支援します。

施策③ 地域の実情に応じた教育・保育施設の配置 (再掲)

- 地域の実情に応じて、幼稚園と保育所との統合による認定こども園化などを行い、教育・保育の場を確保します。

施策④ 教育・保育施設の整備 (一部再掲)

- 黒沢尻幼稚園及び飯豊保育園の改修を行います。
- 民間活力を活用した効率的運営による保育サービスの拡充及び多様な保育ニーズへの迅速な対応を目的とし、公立施設の民営化について検討します。
- 公立幼稚園・保育所等の保育室へのエアコン設置等保育環境の改善を図ります。

施策⑤ 教育・保育費用負担の軽減（一部再掲）

○第3子以降の保育料軽減等を図ります。

○経済的理由によって、就学困難と認められる小中学生の保護者に対して、必要な援助を行います。

施策⑥ 幼稚園・保育所・小学校の連携

○北上市幼児教育振興プログラムを実践し、小学校への円滑な接続を図ります。

No	事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	事業目標 (平成31年度)
1	認定こども園への移行支援事業（再掲・新規）	私立幼稚園等が3歳未満児の受入を行う認定こども園に移行するための施設改修を行う場合、その費用の一部を補助する。	1か所	5か所
2	小規模等保育事業（再掲・新規）	定員19人以下の小規模な保育を行う市が認可した施設に対し、給付を行う。	0か所	6か所
3	保育人材確保事業	資格がありながら、結婚や育児で保育の現場を離れている人の職場復帰のための研修の実施や処遇の改善を行う。	未実施	実施
4	一時預かり事業（再掲）	保護者の疾病やリフレッシュのため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行う。	1か所	1か所
5	子育て短期支援事業（再掲）	保護者の疾病、出産等により家庭で養育することが困難になった児童を児童福祉施設で一定期間養育保護する。	随時	随時
6	病児・病後児保育事業（再掲）	保護者の就労等のため、家庭で保育を受けることができない病児や病気の回復期にある児童を保育する。	病後児 1か所	病児 1か所
7	延長保育事業（再掲）	11時間を超えて開所し、保育を行う。	11園	全園
8	乳児保育事業	産休明けからの職場復帰に対応するため、生後2か月からの保育を行う。	1園	2園
9	休日保育事業（再掲）	日曜、祝日の保育を行う。	未実施	1園
10	幼稚園・保育園等の適正な配置	市周辺部の幼稚園・保育所の統合による認定こども園化や多様なニーズへの対応及び効率的運営により他の保育サービスを充実させるため、公立施設の民営化に取り組む。	—	1園
11	教育・保育施設整備事業	老朽化した施設の改築により、保育環境を整備する。	—	2園
12	教育・保育施設環境改善事業	幼稚園・保育所等の保育室へのエアコン等環境の改善を図る。	—	エアコン 設置 全園
13	保育料軽減事業	保育料の見直しを行い、保護者の経済的負担を軽減する。	軽減率 22.4%	軽減率 40.0%
14	就学援助事業	経済的理由によって、就学困難と認められる小中学生の保護者に対して、必要な援助を行う。	認定者数 441人	認定者数 450人
15	認可外保育施設利用者保育料補助金（新規）	認可外保育施設を利用する世帯の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する。	—	実施
16	幼保小連携事業	幼児教育振興プログラムを実践し、小学校への円滑な接続を図ります。	—	全園実施

基本方向2 放課後児童健全育成の充実

○ 現状と課題 (一部再掲)

- 父母会や運営委員会に委託し実施しています。1学区を除く全ての小学区に26の放課後児童クラブがあり、保護者が就労等により昼間家庭にいない1年生から6年生までの児童が利用しています。ニーズに対する提供量は概ね確保されています。
- 安定したクラブ運営ができるよう、委託料のほか市独自の補助金を交付しています。
- 児童一人当たりの面積や人員配置基準など、新たに制定した基準条例の要件を満たしていないクラブがいくつかあります。
- 保育所に比べて開所時間が短いクラブが多く、保護者の負担になっています。
- 指導員が十分に確保できていないクラブもあります。
- 市内3小学校区（黒西、飯豊、黒岩小）に放課後子ども教室を設置し、地域における子どもたちの豊かな学びの場を創出しています。
- 放課後子ども教室を運営する地域のボランティアの確保が課題となっています。

○ 具体的施策

施策① 放課後児童クラブの推進（再掲）

- 就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るとともに、適正な運営ができるよう支援します。
- 市内の全小学校区での実施を目指します。
- 老朽化が著しいクラブの改築等を支援します。
- すべてのクラブが基準を満たすよう支援を行います。
- 開所時間の延長や指導員の処遇改善が図られるよう支援します。

施策② 地域連携による健全育成の推進

- 放課後子供教室の実施を希望する学校区については、放課後児童クラブとの連携も視野に入れた検討を行います。

No	事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	事業目標 (平成31年度)
17	放課後児童クラブ運営支援事業（再掲）	就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るとともに、適正な運営ができるよう支援する	26クラブ	27クラブ
18	放課後児童クラブ施設整備事業（再掲）	老朽化が著しい施設や基準を満たしていない施設等の整備を行う。	—	4か所
19	放課後子供教室事業	地域の方々の参画を得て、放課後や週末における子どもたちの安全で安心な居場所を確保し、さまざまな体験活動や学習活動を行う。	ボランティアの人数 56人	ボランティアの人数 60人

基本方向3 子育て支援サービスの充実

○ 現状と課題 (一部再掲)

- 子ども・子育て支援新制度により教育・保育事業の利用方法等が変更されたことから、子育てに関する情報を効果的に分かりやすく提供する体制を整えることが必要です。
- 共働き家庭だけでなく専業主婦家庭も含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、様々な子育て支援サービスを充実させる必要があります。

○ 具体的施策

施策① ファミリー・サポート・センター事業の推進（再掲）

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センター事業及び出産直後の家庭に対する家事・育児支援事業である産後サポート事業の推進を図ります。

施策② 地域子育て支援拠点事業の推進（再掲）

- 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援センター事業を推進します。

施策③ 子育て世代の交流支援

- 子育て中の保護者同士が育児に関する情報交換をしたり、親子の交流を深める行事等を行っている子育てサークル等の活動の支援に努めます。

施策④ 子育てサービスの情報提供（一部再掲）

- 子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う子育て支援コンシェルジュの配置について検討します。
- ホームページや広報の活用や子育てガイドブック等の配布により、子育てに関する情報の提供に努めます。

施策⑤ 子育て支援体制の推進

- 北上市子ども・子育て会議が中心となって、子育て支援施策の成果を検証し、施策への反映に努めます。

No	事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	事業目標 (平成31年度)
20	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	育児の援助を必要とする人と援助をできる人との相互援助活動に関して、アドバイザーが連絡・調整を行う。	依頼に対応できた割合 97.5%	依頼に対応できた割合 100%
21	産後サポート事業	出産直後のお母さんや乳児を介助する人がいない家庭に家事育児支援を行うサポート会員を派遣する。	依頼に対応できた割合 100%	依頼に対応できた割合 100%



22	地域子育て支援センター事業（再掲）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	4か所	4か所
23	子育てサークル等活動支援事業	子育てサークル等の活動に際し、遊具の無料貸し出し等の支援を行う。	随時	随時
24	利用者支援事業（再掲・新規）	子育て支援コンシェルジュを配置し、教育・保育事業や地域の子育て支援事業、母子保健等に関する情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行う。	—	1か所

基本目標2 母子保健対策の充実

基本方向1 子どもや母親の健康の確保

○ 現状と課題 (一部再掲)

○母親が安心して安全に子どもを生み育て、子どもたちが健やかに成長するために、妊娠から乳幼児期までの切れ目のない一貫した母子保健体制による健康診査の推進が必要です。

○ 具体的施策

施策① 妊婦健康診査の推進（再掲）

○妊婦健康診査及び歯科検診の受診票を発行し受診を奨励することにより、妊娠中の異常の早期発見・早期治療を行い、母体の健康の保持増進を図ります。

施策② 乳幼児健康診査の推進

○集団健康診査や個別健康診査において、乳幼児の発育・発達状況を確認し、保護者の育児不安を解消するための助言を行うとともに、疾病や障がいの早期発見に努め、適切な支援を行います。

施策③ 家庭における育児サポートの推進（一部再掲）

○乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や親と子の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育を支援することが必要と認められる保護者や出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対し、相談・指導・助言等の支援を行います。

○母親学級やパパママ学級、離乳食教室などにより、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、仲間づくりを進めながら楽しい子育てができるよう支援します。

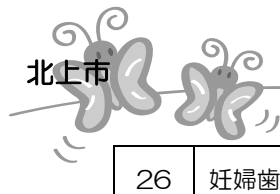
施策④ 予防接種事業の推進

○感染の恐れがある病気の発生や蔓延を防ぐため、予防接種率を高め免疫力の向上を目指します。

施策⑤ むし歯予防の推進

○歯科保健指導や乳幼児歯科教室を行い、乳幼児期の虫歯予防を推進するとともに、保護者の口腔衛生意識の向上を図ります。

No	事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	事業目標 (平成31年度)
25	妊婦一般健康診査 (再掲)	妊娠中の異常を早期に発見し、母体の健康の保持増進を図るために健康診査を行う。	受診率 81.6%	受診率 85%



26	妊婦歯科検診	妊娠期の口腔衛生の向上を図るため、歯科検診及び歯のクリーニングを行う。	受診率 55.5%	受診率 80%
27	乳児一般健康診査（再掲）	子どもの健康状態を把握するとともに、疾病や障がいや早期に発見し、健やかな発育・発達を促進するため個別健康診査を行う。	受診率 90.6%	受診率 95.0%
28	乳幼児集団健康診査（再掲）	子どもの健康状態を把握するとともに、疾病や障がいや早期に発見し、健やかな発育・発達を促進するため4か月、10か月、1歳6か月、2歳6か月及び3歳6か月の集団健康診査を行う。	受診率 97.0%	受診率 98.0%
29	乳児全戸訪問事業（再掲）	子育てに関する情報の提供や親と子の心身の状況及び養育環境の把握を行うため、生後2～3か月児がいる家庭を対象とし、地域の民生児童委員が家庭訪問を行う。	訪問実施率 77.9%	訪問実施率 95.0%
30	妊産婦・乳幼児訪問指導（再掲）	養育を支援することが必要と認められる保護者や出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対し、保健師等が相談・指導・助言等の支援を行う。	相談件数 3,201件 訪問件数 700件	相談件数 3,201件 訪問件数 700件
31	育児講座事業	母親学級やパパママ学級、離乳食教室などにより、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、仲間づくりを進めながら楽しい子育てができるよう支援を行う。	開催回数 30回	開催回数 39回
32	発達相談事業	発達の遅れや障がいの疑いのある子どもについての療育相談に対応するとともに、療育指導及び保護者の精神的ケアを行う。	開催回数 46回 相談件数 123件	開催回数 46回 相談件数 123件
33	予防接種事業	乳幼児の健康の確保と感染症予防の観点から予防接種事業を行う。	BCG接種率 84.0%	BCG接種率 84.0%
34	乳幼児歯科保健事業	乳幼児健診時や両親学級、乳幼児歯科教室において、歯科保健指導及び仕上げ磨きの実技指導等を行う。	3歳6か月児健診でむし歯のない子の割合 73.6%	3歳6か月児健診でむし歯のない子の割合 82.0%

基本方向2 食育の推進

○ 現状と課題

- 子どもの食をめぐるのは、栄養素摂取の偏り、朝食の欠食、幼児期における肥満の増加など、問題は多様化、深刻化し、生涯にわたる健康への影響が懸念されています。
- 親子のコミュニケーションの場となる食卓において家族そろって食事をする機会も減少している状況にあります。食を通じて親子や家族との関わり、仲間や地域との関わりを深め、子どもの健やかな心と身体の発達を促すことが必要です。
- 子どもたち一人ひとりが食に関する知識を習得し、健全な食生活を実践できる大人になるための支援が必要です。

○ 具体的施策

施策① 発育段階に応じた食育の推進

- 「食」に関する正しい知識を普及させるため、発育段階に応じた様々なテーマで、子どもや保護者に対する啓発活動を行います。
- 楽しく食べる体験の積み重ねは、食への関心を育むことにつながることから、各施設において、工夫を凝らした取り組みを実践します。

施策② 家庭と地域における食育の推進

- 親と子の料理教室により、食文化の継承を通じて地域の人々との交流を深めるとともに、栄養のバランスや自分で料理することができる力を身につけ、食の楽しさを学ぶことができるよう努めます。

No	事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	事業目標 (平成31年度)
35	食育講座	発育段階に応じた様々な「食」のテーマで、子どもや保護者に対する啓発活動を行う。	随時	随時
36	親と子の料理教室	食文化の継承を通じた地域交流を図るための料理教室を行う。	開催割合 81%	開催割合 100%

基本方向3 小児医療の充実

○ 現状と課題

- 安心して子どもを生み、育てることができる環境の促進を図るために、小児医療の体制を充実させるとともに、適切な情報提供を行うことが必要です。
- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小児医療にかかる費用の助成を継続的に行う必要があります。

○ 具体的施策

施策① 小児医療体制の情報提供

- 広報やホームページ等により夜間や休日の小児医療の情報提供を行います。

施策② 医療費負担の軽減

- 妊娠期から学童期における医療費の負担を軽減するため、助成制度の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	事業目標 (平成31年度)
37	小児医療体制の情報提供	夜間や休日の小児医療の情報を提供する。	広報等への掲載回数 12回	広報等への掲載回数 12回
38	乳幼児・妊産婦医療費給付事業	妊娠5か月目から出産した翌月までの妊産婦と就学前の乳幼児に医療費の一部を給付する。	所定の必要分を給付	所定の必要分を給付
39	未熟児養育医療費助成	未熟児は疾病にかかりやすく、心身の障がいを残すことも多いことから医療を必要とする未熟児に対し、必要な医療の給付を行う。	給付件数 48件	給付件数 48件
40	児童医療費給付事業	小学校1年から3年生の児童に医療費の一部を給付する。	—	所定の必要分を給付

基本目標3 子育てを支援する生活環境の整備

基本方向1 安心して外出できる環境の整備

○ 現状と課題

- 通学路の中には、より安全性を高めるために改善が必要な箇所があります。
- 公共施設や商業施設において、オムツ替えや授乳ができるスペース、ベビーベッドの設置を進める等子連れで安心して出かけやすい環境を整えることが必要です。

○ 具体的施策

施策① 子育て世代に配慮した環境の整備

- 学校・地域からの要望等に基づき、計画的に通学路の整備を進めます。
- 子連れで外出した際、気軽に立ち寄り、オムツ替えや授乳ができる施設「きたかみ赤ちゃんの駅 ほっぺ」の設置拡大を図るとともに、利用者へのPRを行います。

施策② 託児サービス等の充実

- 保護者が買い物をする間など比較的短い時間を想定した託児サービスを実施します。

No	事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	事業目標 (平成31年度)
41	赤ちゃんの駅事業	オムツ替えや授乳ができる施設を「きたかみ赤ちゃんの駅 ほっぺ」として登録しPRする。	—	200か所
42	通学路の整備事業	学校・地域からの要望等に基づき、計画的に通学路の整備を行う。	—	要望に対応できた割合 100%
43	地域子育て支援センターでの一時預かり事業	地域子育て支援センターにおいて一時預かりを行う。	未実施	実施

基本方向2 地域・企業における子育て支援の推進

○ 現状と課題

○子育て家庭における育児と仕事の両立は、日々の生活で大切なものを自らの意志によって選択できる社会づくりにとって、重要な課題となっています。女性の再就職支援や企業による従業員の家庭環境、子育て環境等に配慮した対応等、誰もが自ら望む生き方で働き続けられる社会の実現のために、行政・市民・事業主が一体となって取り組む必要があります。

○男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発を行うことが必要です。

○ 具体的施策

施策① ワーク・ライフ・バランスの啓発

○誰もが自ら望む生き方で働き続けられる社会づくりに向けて、ワーク・ライフ・バランスの啓発事業を行います。

○男女が固定的な役割分担にとらわれず、共同して家事や育児に参画する意識を高めるための啓発事業を推進します。

○結婚や出産を機に退職した女性等の職場復帰を支援する事業を行います。

施策② 育児と仕事の両立の支援

○妊娠中や出産後の女性労働者の母性保護の重要性等について事業者へ啓発するとともに、育児休業制度や短時間勤務制度、子どもの看護休暇制度など各種制度の普及を図ります。

○育児しながら働く就労者を支援するため、事業所内保育所の設置について事業者働きかけます。

No	事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	事業目標 (平成31年度)
44	男女共同参画講座 開催事業	男女共同参画社会の実現に向けて、市民への意識啓発を行う。	延べ参加 者数 452名	延べ参加 者数 260名
45	ワーク・ライフ・ バランス啓発事業	ワーク・ライフ・バランス啓発チラシを事業者へ配布するほかホームページや広報で情報提供を行う。	活動回数 1回	活動回数 2回
46	女性就労支援事業	結婚や出産を機に退職した女性の職場復帰等を支援するための講座等を開催する。	-	開催回数 3回
47	父親講座	男性の育児参加を促進するための講座を行う。	開催回数 1回	開催回数 1回
48	仕事と育児を両立 しやすい職場環境 整備の意識啓発事 業	仕事と育児の両立を支援する国の各種制度や、先進事例の紹介を企業訪問等の際に行う。	周知企業 件数 0件	周知企業 件数 全企業
49	事業所内保育所設 置促進事業	事業者に対して、事業所内保育所の設置を働きかける。	5か所	6か所

基本目標4 社会的支援を要する児童・家庭に対するきめ細やかな対応

基本方向1 児童虐待防止対策の推進

○ 現状と課題

- 児童虐待の通告や相談件数は、年々増加しています。
- 子どもへの虐待は、心身の成長や人格形成に大きな影響を与える重大な人権侵害です。虐待を受けた子どもが親になり自分もまた虐待を繰り返す、世代間連鎖を引き起こすこともあり、将来にわたっての影響も懸念されることから、社会全体で取り組んでいく必要があります。

○ 具体的施策

施策① 児童虐待防止ネットワークの充実

- 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応ができるよう児童相談所、警察、保健医療機関等で構成する北上市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携強化を図ります。

施策② 家庭児童相談活動の充実

- 児童や保護者の相談を受け、助言指導等の支援を行う家庭児童相談室を開設し、養育不安等の解消に努めます。

No	事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	事業目標 (平成31年度)
50	要保護児童対策地域協議会運営事業	児童虐待の早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所、警察、保健医療機関等で構成する要保護児童対策地域協議会を運営する。	代表者会議 1回 実務者会議 4回 ケース検討会議 随時	代表者会議 1回 実務者会議 4回 ケース検討会議 随時
51	家庭児童相談員による相談・訪問・見守り	家庭児童相談員が適切な支援を行う。	随時	随時

基本方向2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

○ 現状と課題

○ひとり親家庭等の子どもたちが健やかに成長できるよう経済的支援や就労支援対策を推進する必要があります。

○ 具体的施策

施策① ひとり親家庭等の自立支援の充実

○ひとり親家庭等の生活費、養育費、教育費、借金問題等の経済的困窮に関する相談体制の充実を図るとともにひとり親支援に関する情報提供を行います。

○ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、父・母の就職や資格取得を促進するための給付金を支給します。

施策② ひとり親家庭等への経済的支援の充実

○ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当の給付を継続して行います。

○ひとり親家庭の父・母や子どもが経済的理由で適正な医療が受けられないことがないように、医療費の助成を行います。

No	事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	事業目標 (平成31年度)
52	母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金給付事業	ひとり親家庭の父・母が就職するために、雇用保険制度の教育訓練給付を受けている講座を受講する際に、受講にかかる費用の一部を助成します。	支給件数 1件	支給件数 2件
53	母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金給付事業	ひとり親家庭の父・母が資格を取得するために、高等職業訓練養成機関で一定期間修行する場合、その間の生活にかかる経済的負担を軽減するため助成を行う。	支給件数 3件	支給件数 5件
54	児童扶養手当給付事業	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭の安定と自立の促進を図るため手当の支給を行う。	対象世帯数 1,004件	対象世帯数 1,004件
55	ひとり親家庭医療費給付事業	ひとり親家庭の父・母や子どもが適正な医療が受けられるよう医療費の助成を行う。	所定の必要分を給付	所定の必要分を給付

基本方向3 障がいのある児童・家庭への支援

○ 現状と課題

- 障がい児のライフステージに応じた総合的・継続的支援が適切かつ円滑に行えるよう、相談支援ファイルなどを活用して関係機関が基本的な情報を共有し、連携を強化していく必要があります。
- 保育所や幼稚園等での集団での生活は、障がい児の発達を促すうえで、大きな効果が期待できることから、受け入れを継続して行う必要があります。

○ 具体的施策

施策① 療育を必要とする子どもへの支援及び保護者の支援

- こども療育センターを中心に関係機関が連携を図りながら、障がいや発達の遅れのある子どもの早期療育に努めるとともに、福祉サービスや療育、医療の情報提供を行います。
- 保護者の介護負担を軽減するため、子どもを見守ることができないときに預かる日中一時支援や、短期入所等のサービス提供体制の充実を図ります。

施策② 幼稚園・保育所等における障がい児受け入れの推進

- 障がい児の受け入れを推進するため、幼稚園や保育所等における人員体制及び保育者への研修の充実を図ります。

施策③ 就学に向けた相談体制の充実

- 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するために、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容やその後の円滑な支援につなげていくよう努めます。

No	事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	事業目標 (平成31年度)
56	児童発達支援	早期療育を行う必要があると認められた未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	月平均 利用者数 77人 市内事業者 数 1か所	月平均 利用者数 85人 市内事業者 数 1か所
57	放課後等デイサービス	学校（小学校～高等学校）に就学しており、放課後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	月平均 利用者数 69人 市内事業者 数 2か所	月平均 利用者数 102人 市内事業者 数 3か所



58	保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員等が保育所等を訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行う。	月平均 利用者数 0人 市内事業者 数 0か所	月平均 利用者数 1人 市内事業者 数 0か所
59	障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を利用する前に「障害児支援利用計画」を作成するとともに、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。	年間 利用者数 53人 事業者数 5か所	年間 利用者数 187人 事業者数 5か所
60	日中一時支援	日中や放課後等において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他必要な支援を行う。	月平均 利用者数 42人 事業数 4か所	月平均 利用者数 56人 事業数 6か所
61	こども療育センター児童発達支援事業	こども療育センターに通園する親子に対し、親子体操、運動遊び、音楽療法、製作などの活動や、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適用訓練等の療育を提供する。	利用者満足 度 68.6%	利用者満足 度 80.0%
62	こども療育センター保育園幼稚園等巡回訪問	こども療育センターの療育専門員と職員が申請のあった保育園幼稚園等を訪問し、障がい又は発達の遅れのある児童について発達状況や保育状況の観察及び園の職員とのカンファレンスを行い、保育・療育に必要な知識や技術について指導・助言する。	対象児数/ 訪問回数 3.1人	対象児数/ 訪問回数 3.0人以下
63	こども療育センター訪問療育事業	重度の障がいがあるために外出が困難な児童の家庭を訪問し、療育を行う。	利用申し込みへの対応 割合 100%	利用申し込みへの対応 割合 100%
64	こども療育センター相談支援事業	心身に障がい又は発達の遅れのある児童及び保護者の療育上の相談（療育相談、発達相談、ことばの相談、運動発達相談、医療相談）を行う。	ことばの相談及び運動 発達相談の 実施回数 32回	ことばの相談及び運動 発達相談の 実施回数 32回
65	幼稚園・保育所等での障がい児の受入	幼稚園・保育所等において、障がい児を積極的に受け入れるとともに、保育士等を加配し、きめ細やかな教育・保育を行う。	全園	全園
66	教育・就学相談事業	教育・就学に関わる様々な悩みについての相談に応じる。	相談件数 30件	相談件数 40件
67	相談支援ファイル事業	子どもの発達特性や保護者の教育的ニーズに応じた「教育的支援」を乳幼児期から学校卒業まで一貫して行っていくための大切な情報を集めた「相談支援ファイル」を作成し、活用する。	相談支援フ ァイル数 200冊	相談支援フ ァイル数 250冊

第6章



計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画推進のための役割

(1) 行政の役割

行政は、次世代育成支援対策が広範な領域分野にわたることから、一貫性のある施策として総合的、計画的に推進していくことが求められるとともに、地域の実情を踏まえながら、市民と一体となって効果的かつ実効性のある施策の推進を図っていく必要があります。次のような役割を果たすことが求められています。

- 次世代育成支援対策の推進体制の連携を図りつつ、関連施策の総合的、計画的推進に努めること。
- 民間の団体等が行う子育てにやさしい環境づくりをはじめとする少子化対策に関連する自主的な取り組みを支援すること。
- 各種広報活動等を通じて子育て支援対策の啓発に努めること。
- 子育てについての市民のニーズを踏まえ、適切な子育て支援施策をきめ細やかに展開すること。
- 地域住民と一体となり、地域全体で子育てを支援していく体制づくりを進め、地域の実情に即した次世代育成支援対策の積極的な展開を図ること。

(2) 市民への期待

①家庭

家庭は、社会の基礎集団で子どもが生まれ育つ基本的な場として、その役割が極めて重要です。

思いやりや自主性、責任感などを育む家庭の機能の充実を図り、地域との連携のもとに、家族が親密なふれあいを保ち、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが期待されます。

②地域

子どもは仲間同士との遊びや地域の方々との交流を通じて、自立心や社会性などを培うとともに、自然とのふれあいや地域の伝統行事などへの参加を通じて、自然を大切に思う心や郷土を愛する心を育みます。このような人と人のつながりを醸成する場としての役割が期待されます。

③企業

子育てにやさしい環境づくりをはじめとした子ども・子育て支援施策の展開のためには、企業の取り組みも重要です。

仕事と子育ての両立を支援する職場環境の整備は、企業経営に負担を伴う面もありますが、安心して働ける職場環境を整備していくことが期待されます。

2 計画の推進体制

(1) 市の推進体制

本計画の推進に当たっては、「北上市子ども・子育て会議」を中心として、県や関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、計画の着実な推進に努めます。

また、市民や各種団体等の意向を把握するとともに、実施状況の点検・評価を継続的に行いながら、具体的な施策の実施や計画の見直し等への反映に努めます。

(2) 市民と行政が一体となった推進体制

子育て支援対策及び次世代育成支援対策について、地域の実情を踏まえながら、効果的かつ着実な施策の推進を期するため、民間の団体や事業者・企業等の理解と自主的な取り組みを促進するなど、市民と行政が一体となって施策を推進していく体制の整備に努めます。

資料編



資料編

1 北上市 子ども・子育て会議

(1) 設置条例

平成25年10月 1 日

条例第24号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）第77条第1項の規定に基づき、
北上市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項を調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業に関すること。
- (3) 北上市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が
委嘱する。

- (1) 児童福祉団体から推薦を受けた者
- (2) 事業者団体から推薦を受けた者
- (3) 労働者団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 公募による市民
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

任期：平成25年11月27日～平成27年11月26日

区 分※	氏 名	役 職
1号委員	小田嶋 瑠璃子	主任児童委員
2号委員	佐藤 仁実	北上商工会議所 青年部理事
〃	笠井 壽枝	北上工業クラブ 総務委員会委員
3号委員	古舘 弘美	連合岩手花巻北上地域協議会
4号委員	鈴木 恵美子	立花保育園 園長
〃	今西 界雄	岩手県私立幼稚園連合会中部地区北上地区会 会長
〃	高橋 郁男	北上市学童保育所連絡協議会 副会長
5号委員	小川 さつき	中部地区私立幼稚園PTA連合会 副会長
〃	畠山 竜司	北上地区保育施設保護者会連合会 会長
〃	伊藤 隆一	北上市PTA連合会 副会長
6号委員	大塚 健樹	盛岡大学短期大学部 短期大学部長
〃	岸 隆子	専修大学北上福祉教育専門学校 保育科長
7号委員	佐藤 和美	公募委員
8号委員	及川 正男	二子地区交流センター センター長

※1号委員 児童福祉団体から推薦を受けた者

2号委員 事業者団体から推薦を受けた者

3号委員 労働者団体から推薦を受けた者

4号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

5号委員 子どもの保護者

6号委員 学識経験を有する者

7号委員 公募による市民

8号委員 その他市長が必要と認める者

(3) 会議の開催日と審議内容

平成25年11月27日	平成25年度第1回北上市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援新制度の概要について (2) 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
平成26年4月11日	子ども・子育て支援事業計画策定に係る関係部課長協議 ・子ども・子育て支援事業計画の策定方針について
平成26年4月14日	平成26年度第1回北上市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定方針について (2) 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の結果について
平成26年6月4日	平成26年度第2回北上市子ども・子育て会議 (1) 北上市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域の設定について (2) 北上市子ども・子育て支援事業計画における保育等の需要量の見込みについて (3) 北上っ子すくすくプランの検証結果と北上市子ども・子育て支援事業計画の基本理念について
平成26年7月2日	平成26年度第3回北上市子ども・子育て会議 (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案について (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案について (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案について (4) 量の見込みについて
平成26年7月10日	第1回北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会 (1) 子ども・子育て支援新制度における市の保育施策について (2) 北上市子ども・子育て支援事業計画における各部の役割について
平成26年8月7日	第1回北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会幹事会 (1) 子ども・子育て支援新制度にかかる基準条例の制定について (2) 北上市子ども・子育て支援事業計画体系案について
平成26年8月8日	第2回北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会 (1) 子ども・子育て支援新制度に係る基準条例について (2) 北上市子ども・子育て支援事業計画について
平成26年10月17日	第2回北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会幹事会 (1) 北上市子ども・子育て支援事業計画について
平成26年10月23日	平成26年度第4回北上市子ども・子育て会議 (1) 北上市保育の必要性の認定に関する規則案について

- (2) 北上市子ども・子育て事業計画について
- 平成26年11月18日 第3回子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会
- (1) 保育の必要性の認定について
- (2) 保育料の考え方について
- 平成26年12月16日 第3回北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会幹事会
- ・北上市子ども・子育て支援事業計画素案について
- 平成26年12月25日 第4回北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会
- ・北上市子ども・子育て支援事業計画素案について
- 平成27年1月21日 平成26年度第5回北上市子ども・子育て会議
- ・北上市子ども・子育て支援事業計画素案について
- 平成27年1月23日 北上市議会全員協議会
- ・北上市子ども・子育て支援事業計画について



北上市 子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行者 北上市 子育て支援課

住 所 〒024-8501 岩手県北上市芳町1-1

TEL 0197-72-8260(直通) FAX 0197-65-3834

もくじ(※作業用…納品・印刷時には削除します)

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等	45
1 教育・保育等の提供区域	45
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	46
（1）推計の手順	46
（2）子ども人口の推計	47
（3）家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出	48
（4）教育・保育事業のニーズ量見込み	49
（5）地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み	50
3 施設型給付	51
4 地域型保育給付	53
5 相談支援	54
（1）利用者支援事業	54
（2）地域子育て支援拠点事業	55
6 訪問系事業	56
（1）乳児家庭全戸訪問事業	56
（2）養育支援訪問事業	57
7 通所系事業	58
（1）子育て短期支援事業	58
（2）一時預かり事業	59
（3）時間外保育事業	61
（4）病児・病後児保育事業	62
（5）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	63
8 その他事業	64
（1）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	64
（2）妊婦健康診査	65
第5章 子ども・子育て支援施策の展開	69
基本目標1 未就学期から就学期までの切れ目のない支援	70
基本目標2 母子保健対策の充実	75
基本目標3 子育てを支援する生活環境の整備	79
基本目標4 社会的支援を要する児童・家庭に対するきめ細やかな対応	81
第6章 計画の推進体制	87
1 計画推進のための役割	87

(1) 家庭の役割.....	87
(2) 地域の役割.....	87
(3) 企業の役割.....	87
(4) 学校の役割.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
(5) 行政の役割.....	87
2 計画の推進体制.....	88
(1) 市の推進体制.....	88
(2) 市民と行政が一体となった推進体制	88
資料編.....	91
1 北上市 子ども・子育て会議.....	91
(1) 設置条例.....	91
(2) 委員名簿.....	93
(3) 会議の開催日と審議内容.....	94